

## みなと桜寿 サービス利用料金

令和6年11月1日現在

サービス利用料金は、介護保険法令に定める介護給付費（介護報酬）と、介護保険の給付対象とならない金額の合計額になります。また、利用者負担の減免制度などの対象者である場合は、その認定に基づいた負担額になります。

### (1) 基本報酬（1ヶ月につき）

要介護度等	同一建物居住者以外		同一建物居住者	
	基本利用料	自己負担額（1割）	基本利用料	自己負担額（1割）
要支援1	34,500円	3,450円	31,090円	3,109円
要支援2	69,720円	6,972円	62,810円	6,281円
要介護1	104,580円	10,458円	94,230円	9,423円
要介護2	153,700円	15,370円	138,490円	13,849円
要介護3	223,590円	22,359円	201,440円	20,144円
要介護4	246,770円	24,677円	222,330円	22,233円
要介護5	272,090円	27,209円	245,160円	24,516円

※ 上記の自己負担額は、負担割合が1割の場合です。一定以上所得のある方は、基本利用料の2割又は3割が自己負担額となります。

※ 上記の金額は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改訂された場合には、これらの金額も自動的に改訂されます。その際、事前に新しい金額を書面でお知らせします。

※ 月の途中から登録した場合、又は、途中で登録を終了した場合には、登録期間に応じて日割り計算した料金をお支払いいただきます。

※ 登録日とは、利用者に当事業所が実際にサービスの提供を開始した日であり、登録終了日とは、利用者当事業所の利用契約を終了した日となります。

### (2) 初期加算（1日につき）

項目	加算要件	自己負担額（1割）
初期加算	登録した日から起算して30日以内の期間、又は30日を超える入院後に利用を再び開始した場合	30円/日

### (3) その他の加算（1ヶ月につき）

項目	加算要件	自己負担額（1割）
看護職員配置加算(Ⅱ)	常勤かつ専従の准看護師を1名以上配置している（介護予防を除く）	700円/月
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が50%以上である	640円/月

介護職員等 処遇改善加算(Ⅰ)	当該加算の算定要件を満たした場合	(基本+各加算) ×14.9%
中山間地域等における 小規模事業所加算	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所が、サービス提供を行った場合(豪雪地帯など)	基本報酬×10%
総合マネジメント 体制強化加算(Ⅰ)	関係者が共同し介護計画の見直しを行う、利用者の状態に応じ地域の行事や活動に参加しているなどの算定要件を満たした場合	1,200円/月
認知症加算(Ⅱ)	日常生活自立度Ⅲ以上(介護予防を除く)	890円/月
科学的介護 推進体制加算	LIFE(科学的介護情報システム)の活用により科学的裏付けに基づいた介護を実践している場合	40円/月

(4) 口腔・栄養スクリーニング加算(1回につき)

項目	加算要件	自己負担額(1割)
口腔・栄養スクリーニング加算	6ヶ月ごとに口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行なっている	20円/回

(5) 介護保険の給付対象にならない費用は、下記の金額になります。

項目	料金
食事の提供に要する費用	朝食450円、昼食650円、おやつ100円、夕食550円
おむつ等の介護用品	実費
宿泊代	1泊2,800円
通常の事業実施地域を越える送迎 及び訪問サービスの交通費	高速料金・関連交通機関利用料金の交通費実費
レクリエーション等の活動費	材料代や特別な行事の場合、実費をご負担いただく場合があります。
日常生活品(歯ブラシ等)の購入	代行して購入した場合、購入代金をご負担いただきます。
移送にかかる費用	通院や入院の移送を行った場合、車代等の実費相当額
利用者負担が適当と認められる費用	テレビレンタル料1日100円、電気毛布電気料1日50円

※ 経済状況の著しい変化ややむを得ない事由がある場合、利用料金を変更することがあります。

その場合は、変更を行う1ヶ月前までに変更内容・変更理由についてご説明します。

(5) 利用料金の支払い方法

費用の請求について	利用料金等の費用は、実施したサービス提供に基づき利用月ごとに計算し、請求書により請求します。 請求書は、利用月の翌月10日頃にお届けします。
費用の支払いについて	原則として請求月の指定日に、請求書の合計金額を利用者の指定する金融機関の口座から自動引落しの方法とします。